<8月28日の部会審議及びその後の委員から指摘を踏まえた質問等及び回答>

- 1. 雇用保険データ関係(統計上の定義との整合性)
  - ・ 雇用保険データにおける新設事業所、編入事業所、廃止事業所、転出事業所の定義・ 雇用保険のデータベースシステム側における、毎月勤労統計に引き渡す情報の抽出条件及 び集計方法、データのフォーマット(産業分類変更等の情報の有無も含め)

(回答)

雇用保険データについては、職業安定局より別紙1のフォーマットでデータを提供いただいている。その際、職業安定局において、抽出や集計は行っていない。毎月勤労統計調査では、各事業所の定義を下の表1のとおりとしている。

ス・ ロテネがなた器							
新設事業所	当月において、新しく設立された、雇用保険被保険者数(以下「被保険者数」						
	という。)が5人以上の事業所						
編入事業所	前月において、被保険者数が4人以下であったが、当月において、被保険者						
(※1)	数が5人以上となった事業所						
廃止事業所	前月において、被保険者数が5人以上であったが、当月において、廃業した						
	事業所						
転出事業所	前月において、被保険者数が5人以上であったが、当月において、被保険者						
(※2)	数が4人以下となった事業所						

表 1 各事業所の定義

- (※1)「編入」は、事業所規模が4人以下から5人以上となることにより、調査対象となったことの意味として使用している。(事業所の移転等とは関係ない。)
- (※2)「転出」は、事業所規模が5人以上から4人以下となることにより、調査対象から 外れたことの意味として使用している。(事業所の移転等とは関係ない。)
- 産業分類や事業所規模別の労働者区分・定義について、毎勤と雇用保険データで一致しているのか
- ・ 事業所概念について、毎勤と雇用保険データで一致しているのか (回答)

産業分類については、雇用保険データも事業所の事業を日本標準産業分類に基づいて分類 している。

労働者については、雇用保険データでは、一週間の所定労働時間が20時間以上である、 31日以上雇用されることが見込まれる等の条件を満たす労働者が被保険者となることから、 被保険者が存在しない事業所の場合、雇用保険データでは事業所として登録されない。

また、毎月勤労統計調査における事業所とは、経済活動の場所的単位であり、経済活動が、 単一の経営主体のもとで、一定の場所を占めて、財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して継続的に行われていることとしている。一方、雇用保険における事業所とは、場所的に他の事業所から独立していること、経営単位としてある程度の独立性を有すること等とされており、概ね同じである。

以上を踏まえて、雇用保険データを用いて補正を行う際は、表 1 に該当する事業所の被保 険者数をそのまま加減するのではなく、補正率を作成して補正を行っている。 なお、補正率は、産業、規模別に作成しているが、産業変更があった事業所については、変更後の産業の事業所として取り扱う一方、表1のいずれにも該当するものでないことから、補正率を算定するための増減被保険者数にはカウントしない。

- 2. 上記 1. のほか、業務プロセスの基本的事項についての疑問点確認
  - 7/29 資料 2 について、以下の点を補足して図に記載するなどにより、p. 5-6 をブラッシュアップ
    - \* 年次フレームを具体的にどう使っているか

(回答)

別紙2(P5-6)のとおり、毎勤第3係が事業所を抽出する際に、母集団事業所名簿として、年次フレームを活用している。

\* 都道府県・産業・規模別のローテーションの「組」ごとに抽出率を変えていること、 その際の基準

(回答)

調査対象事業所を毎年抽出し、抽出時点ごとに「組」を作成して、調査対象事業所を別紙 3の通り区別している。そのため、組ごとに事業所の抽出時点が異なり、その時点での母集 団事業所数も異なることから、誤差率等を考慮して抽出率が変わることもある。

\* 経済センサスに基づく5年に1度の母集団労働者数見直し

(回答)

経済センサスなどの全数調査により真の常用労働者数が得られた際に、母集団労働者数の見直しを行っている。なお、直近では、平成30年1月調査において、平成26年経済センサス-基礎調査に基づいた母集団労働者数の見直し(ベンチマーク更新)を行っている。

\* 省略している添字や字句定義の追加等

(一部、別の項目に、同じ文字(d、e等)が使用されており、その解消を含む)

(回答)

別紙2(P5-6)のとおり。

- 3. 調査設計、精度等に係る一層の透明性確保
  - 標本設計や結果精度に係る情報(サブサンプル区分ごとの標本数、抽出事業所数、回収数、労働者数など)の提供状況と今後の公表予定

(回答)

現状は、調査対象事業所数や回収率については毎月の概況で、結果精度については、毎年7月調査分のものを公表しているが、7月調査分の結果精度が公表されていることを踏まえ、今後、それに付随する形で、7月調査分の産業大分類別の調査対象事業所数や回収率を公表することを考えている。

- 4. 毎月勤労統計(地方調査)の集計
  - ・ 地方調査の集計は、全て厚労省が提供している情報処理システム(毎月勤労統計調査オ

ンラインシステム)で行われているという理解でよいか

(回答)

ご認識の通り、全て毎月勤労統計調査オンラインシステムで行われている。

・令和元年6月の修正時を除いて、厚生労働省HPでは修正原因が明確となっていないが、 どのような理由によるものか。また、令和元年6月の民間事業者による運用・管理の不備 は解決されたのか

(回答)

地方調査結果の訂正を行った、平成30年12月28日、平成30年11月28日、平成30年6月1日の修正については、集計結果の公表後に、事業所からの連絡等により提出された調査票の誤りが判明したため、調査票を修正し、再度集計しなおしたことによるものである。なお、地方調査については、都道府県の責任(毎月勤労統計調査規則第21条第1項)で行っている。

また、令和元年6月28日に行った地方調査結果の訂正については、毎月勤労統計調査オンラインシステムの運用・保守業務を委託している民間事業者に対し、厚生労働省から地方調査に関するデータの一部修正を依頼していたが、修正がなされていなかったためによるものである。処理が適切に行われなかった原因として、事業者からは当該作業依頼を作業記録表や作業スケジュールで管理していなかったことによるものと報告を受けており、それを踏まえて、今後は漏れのないよう、委託業務の管理を徹底するよう指示をした。

・ 地方調査における統計の信頼に影響する様々なリスクについて、本省と都道府県の責任 分担をどのように考え、対応しているか。調査票の審査は都道府県の責任で行い、集計シ ステムの提供に伴う問題(受託事業者の管理、プログラムミスへの対応等)は本省が責任 を持つということか

(回答)

地方調査については、調査票の実査や審査、集計、公表の業務の主体者が都道府県であるから、責任の所在は基本的に都道府県にあると考えている。しかし、令和元年6月の3府県の誤りの件のように、国が契約しているシステム業者による不備の責任については、国が責任をもつことになっている。

・ 令和元年7月 31 日に千葉県が公表した事例のように、集計上の手順を誤ると影響が広 がりやすいと考えられるが、どのように対策をとっているのか

(回答)

地方調査集計のスキームや新たなテーマ(たとえば、ベンチマーク更新に伴う、地方調査の平成30年1月調査分での新しい母集団労働者数の設定など)について、毎年6月上中旬に開かれるブロック会議や、毎年10月中下旬に行う専門研修において、各都道府県の毎勤担当者に、資料を配付、講義、通知をしている。

- 5. 時系列比較が容易にできるデータの提供について、工夫していくべきではないか
  - ・ 原系列(給与,雇用者数の原系列)については,現在,実数・指数累積データのファイ ルが提供されているが,非常に使いにくい(ファイルサイズが非常に大きいこと、フィー

ルド記号が理解しにくいこと等)。原表(原系列)の時系列データをデータベース形式で 提供すべき

(回答)

時系列比較のデータについては、主な指数は長期時系列データとして公表しているところである。一方、実数については、「実数・指数累積データ」と呼ばれる CSV ファイルを e-Stat 上で公開しているが、当該ファイルは、1960 年 1 月以降の実数、指数や賞与のデータを産業、事業所規模、就業形態別に公表し、そのデータのレイアウトを解説した PDF を公表している。

しかし、当該ファイルは約20メガバイト(約25万レコード)のファイルになっていること、フィールドの示す内容が項目によって異なること(例えば、9カラム目はデータ4を表しているが、実数では「本月末労働者数」、指数では「常用雇用指数」、賞与では「きまって支給する給与に対する支給月数」のデータとなっている)などから、初めて使用する方には敷居が高いデータであると考えられる。そのため、実数、指数、賞与の3つにファイルを分け、ヘッダーを付与したファイルを提供するよう見直すことを検討しており、併せてデータベース形式についても検討したいと考えている。

- 6.7月29日審議で議論に出た具体的課題等への今後の対応方針如何
  - ・ 都道府県で入力した調査票の保存につき本府省で把握していない点 (回答)

毎月勤労統計調査の規則では、調査票又は調査票を収録した磁気媒体を保存するよう定められているため、調査票を収録した磁気媒体を保存している。

・ 雇用保険データの保存が1年未満とされている点 (回答)

雇用保険データについては、当時の行政文書保存に関する規則では1年未満保存とされていた。しかし、現在は、保存しているもの及び今後提供を受けるデータについては、永年保存するようにしている。なお、当該規則でも永年保存とするように、規則の改正を検討している。

・ 提供された雇用保険データの正確性確保 (回答)

現在は、データ数のチェックを行っているが、雇用保険データの中身の正確性までを、 当室がチェックすることは困難だと考えている。ただし、統計の正確性を確保する観点から、提供元と相談しながら検討していきたいと考えている。

母集団労働者数の推計値の妥当性検証・評価 (回答)

母集団労働者数の推計については、雇用保険データと毎月勤労統計調査の調査票データを用いて補正を行っているところである。雇用保険データは新設、廃業の事業所や規模 5人未満から 5人以上又は規模 5人以上から 5人未満へ変更があった事業所について補正を行うため、毎月勤労統計調査の調査票データは産業や事業所規模の変更があった事業所

について補正を行うためにそれぞれ用いている。また、概ね5年に一度経済センサスの結果が公表され真の母集団労働者数の値が得られた際に、経済センサスの労働者数と毎月勤労統計調査における母集団労働者数の推計値を比較して、その比率を元にベンチマーク更新を行い、その結果等をホームページに公開している。

本府省における集計等業務などを含むマニュアルの整備 (回答)

全体のフローをまとめたマニュアルというのはないのが現状であるが、それは必要なものだと考えているので、業務の繁忙を考慮しながら、整備を進めていきたいと考えている。

- ・ 集計システムの見直しに係る計画(内製しているプログラムのドキュメント整備、システム見直しに先立つ不要なプロセス等の見直しを含む)
  - ※ 既存のドキュメントはどのようなものを作成し、保存しているのかについても 明らかにしてください。

(回答)

集計システムの見直しを行う際には、既存の業務フロー図や作業チェックリスト等を参考にしながら、作業チェックリストや見直した後の業務フロー図を作成して作業を行い、保存している。

今後は、統計の企画から公表・データ保管までの一連の処理プロセスについて現状を検証の上、標準化を行い、統計が適切に、かつ、持続的に作成されることを目的とした調査研究(統計業務のBPR)を実施し、これら統計業務のBPRを踏まえた次期統計処理システムの方向性に関する調査研究を行う予定である。

集計時における目視確認作業のシステム化

(回答)

現在、毎月の集計作業の際、前月の数値と比較、速報の数値と比較する際には、エクセルの自動処理を用いて、異常値がある場合にはセルに色を塗る、セルを四角囲いにする処理を行い、目視のみによる見落としを減らす処理をしているところである。引き続き、目視のみによる見落としを減らす処理ができる業務については、改善を図ってまいりたい。

- 担当職員のノウハウ継承をどのように行っていくのか。
  - ※ COBOL を扱える職員について、どのような人員配置・人事ローテーションで運用 しているかについても説明してください。

(回答)

毎月勤労統計のシステム改修を行う者は、実査の経験もある者となるよう、人事ローテーションをするよう留意しているが、それを維持していくのは困難な面もあるので、多くの方が対応できるよう、システム等による処理内容に関するマニュアルの作成を進めていくことが必要と考えている。

データの分析、調査設計の改善企画に係る体制整備をどのように行っていくのか (回答) 現在のところ、毎月勤労統計調査の実査、集計、公表等を行うに当たっては、関係各係で業務を分担することで、現在の人員体制の中で調査を行っているのが実情である。一方、調査設計の改善企画は必要な業務であるため、必要な人員確保に努め、少しずつでも進めてまいりたいと考えている。

7. 再発防止策や上記指摘等を踏まえた、短期・中長期の計画的対応如何 (回答)

8月27日に策定された「厚生労働省統計改革ビジョン2019」に基づき、取り組んで参りたい。

### 雇用保険データのレイアウト

	項目名 (日本語)	文字種	文字数	項目長 (バイト)
1	事業所番号	数値	10	10
2	事業所管轄	数値	1	1
3	産業分類	数値	2	2
4	設置区分	数値	1	1
5	廃止区分	数値	1	1
6	事業所区分	数値	1	1
7	予備領域	英数字	4	4
8	設置年月日	数値	8	8
9	廃止年月日	数値	8	8
10	全保険者数一計	数値	6	6
11	全保険者数一男	数値	6	6
12	全保険者数一女	数値	6	6
13	予備領域	英数字	6	6

# 毎月勤労統計調査について

令和元年8月28日 厚生労働省政策統括官 (統計·情報政策、政策評価担当)

### 毎月勤労統計とは(全国調査)

#### 調査概要

### ○調査目的

毎月勤労統計は、月々の賃金、労働時間、雇用の変化 を迅速に把握することを目的とする。

### ○調査内容・調査対象事業所数

- ・常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び 労働時間について毎月の変動を把握。
- ・常用労働者 5 人以上の約190万事業所(経済センサス-基礎調査)から抽出した約33,000事業所を調査。

### ○公表しているもの

- ・<u>賃金</u>(現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与、所定外給与、特別に支払われた給与)
- · **労働時間**(総労働時間、所定内労働時間、所定外労働時間、出勤日数)
- ・<u>常用労働者数</u>

(※) 現金給与総額、総労働時間、常用労働者数等については、時 系列比較に資するよう、2015年=100とした場合の指数も作 成・公表している。

### ○調査の方法

・500人以上事業所:全数調査・30~499人事業所:標本調査

(毎年1/3ずつサンプル入替(2020年~))

- (※) 平成30~31年までは経過措置として1/2ずつ入替
- ・5~29人事業所:標本調査(半年に1/3ずつサンプル入替)

#### 抽出方法等

### <u>(1)抽出方法</u>

・30~499人事業所については、事業所母集団データベースの年次フレームに基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出。

標本抽出は、平成30年1月分以降、毎年、最新の年次フレームに基づいて行う。

・5~29人事業所については、二段抽出法によって抽出。 第一段は、センサスの「調査区」(約22万区)に基づき 全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区を母集団フレー ムとし、抽出に当たって、これを5の層に分け各層ごとに、 所定の抽出率によって調査区を抽出。第二段は、抽出した 調査区について、あらかじめ、5~29人規模事業所の名 簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無 作為に抽出。

### (2)標本設計

標本設計は、**常用労働者一人当たり平均の「きまって支 給する給与」の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の 範囲内となるよう**に行っている。

	100~499人	30~99人	5~29人
産業大分類	2 %	2 %	2 %
中分類	3 %	3 %	3 %

### (3)標本の追加指定

30~499人事業所については、廃止事業所や30人未満へ 規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月、最 新の年次フレームの事業所から抽出し、追加指定を行う。1

### 毎月勤労統計とは②(地方調査)

#### 調査概要

### <u>○調査目的</u>

都道府県別の、月々の賃金、労働時間、雇用の変化 を迅速に把握することを目的とする。

### ○調査内容・調査対象事業所数

- ・常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び 労働時間について毎月の変動を把握。
- ・常用労働者 5 人以上の約190万事業所(経済センサス-基礎調査)から抽出した約43,500事業所を調査。
- (※) 平成30年1月調査時点の指定事業所は約41,400事業所。

### ○公表しているもの

全国調査に準じて各都道府県において公表。

### ○調査の方法

全国調査と同じ。

#### 抽出方法等

### (1)抽出方法

全国調査と同じ。

### (2)標本設計

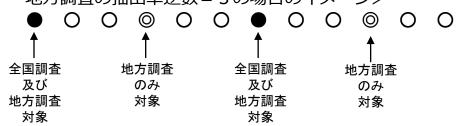
標本設計は、**常用労働者一人当たり平均の「きまって支 給する給与」の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の 範囲内となるよう**に行っている。

	100~499人	30~99人	5~29人
産業大分類	10%	10%	10%
中分類	10%	10%	10%

(※) 調査対象事業所数と併せて要精査。

地方調査の抽出率逆数は、全国調査の抽出率逆数の約数 とし、地方調査の調査対象事業所は、全国調査の調査対象 事業所に地方調査のみの調査対象事業所を加えたものと なっている。

#### <全国調査の抽出率逆数 = 6 地方調査の抽出率逆数 = 3の場合のイメージ>



### (3)標本の追加指定

全国調査と同じ。地方調査のみ対象分については、都道 府県の要望も踏まえて追加。

2

### 毎月勤労統計の利活用状況

- ・雇用保険の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の算定資料として、毎月きまって支給する給与※を利用(厚生労働省)
- ・労災保険の給付基礎日額に乗じるスライド率の算定資料として、毎月きまって支給する給与の 平均額の伸び率等を利用(厚生労働省)
- ・月例経済報告、経済財政白書等において、賃金等の動きを利用(内閣府)
- ・企業等の労働条件決定の際の参考資料
- ※「きまって支給する給与」(定期給与)とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、超過労働給与を含む。(賞与等の一時的に支払われた給与は含まない)

### 毎月勤労統計の業務全体の流れ、各係の役割

入力

~2月13日 ~2月14日

審査

集計

~21日

公表

平成31年2月22日

実査

(主な担当係)	企画調整係 毎勤第三係	毎勤第三係	毎勤第一係 毎勤第二係	毎勤第一係	毎勤第一係	毎勤第三係	企画調整係 毎勤第三係 労働統計活用・情 報提供係
地方支分部局							
(独)統計センター							
都道府県			•	•	•	•	•
市町村							
民間事業者				•			
スケジュール	平成30年	亚成20年6月	平成31年1月4日	平成31年1月21日	平成31年1月4日	平成31年2月14日	亚成21年2月22日

<sup>(※)</sup>定例的に企画業務を行ってはいないが、調査内容を変更するなど行う際には必要に応じて、企画業務を行っている。

平成30年6月

標本

抽出

企画(※)

2~6月

#### 調査票回収から公表まで

(平成30年12月確報の実績)

区分

本府省

調査票回収から公表までの作業の流れ図は「資料2-1 別紙2②」の通り。

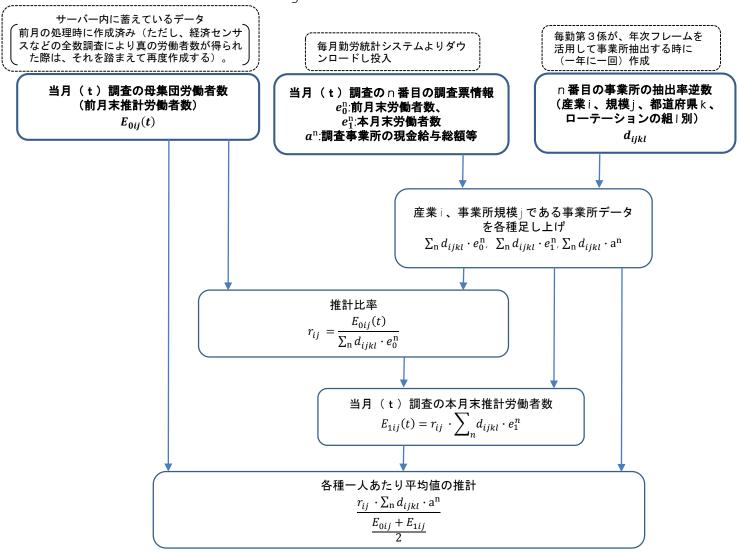
毎月勤労統計調査では、政府統計共同利用システム、毎月勤労統計調査オンラインシステム(毎勤システム)、統計処理システム(統計処理サーバー)を用いて、調査票の回収、審査、集計等を行っている。各システムの主な概要は以下の通り。

~2月14日

(1)政府統計共同利用システム	各府省の統計関係のシステムを集約させ、政府全体で共用するためのシステムの総称であり、13のサブシステムで構成。サブシステムの一つである政府統計オンライン調査総合窓口を用いて、インターネットによる調査を行っている。なお、毎月勤労統計調査におけるオンライン回答率は約30%。
(2)毎勤システム	(1)と連携して、データのチェック・審査や地方調査における地方での集計を処理するためのシステム。厚生労働省 統計処理システムの一環として外部発注で整備。
(3)統計処理サーバー	(2)と連携して、データのチェック・審査や統計の作成・集計を処理するためのシステム。データのチェック・審査や統計の作成・集計のためのプログラムを職員が作成して、使用している。なお、毎月勤労統計調査では、プログラム言語として、COBOLを使用している。

### 集計方法(各種平均値の推計方法等の流れ)

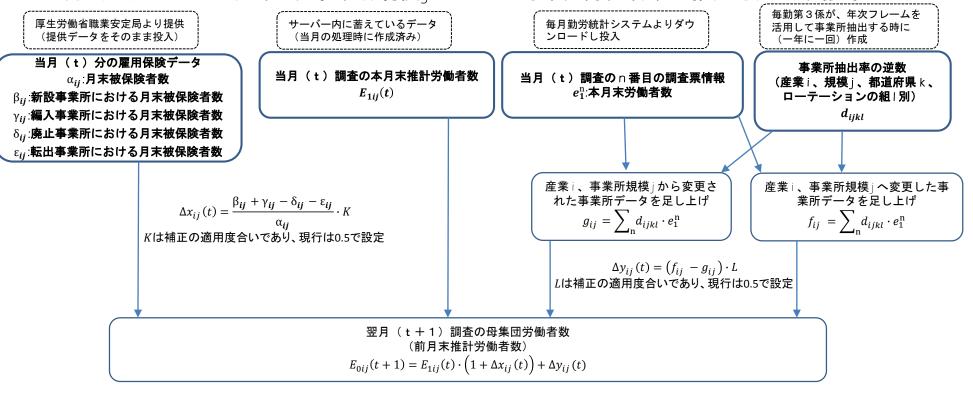
### 当月(t)における産業 i、事業所規模 j における各種平均値の推計方法の流れ



 $\times \Sigma_n$ は、産業i、規模jについて、都道府県k、組lにわたって足し上げることを示す。

### 集計方法 (母集団労働者数の推計方法)

### 当月(t)における産業 i、事業所規模jにおける母集団労働者数の推計方法(確報時のみ)



事業所規模が抽出時と調査時で異なっていた場合、事業所に疑義照会等を行い、必要に応じて 事業所規模の修正を行う。修正を行う場合は、内部で管理している事業所情報を直接修正するため、その修正は翌月以降も反映される。また、集計等を行う際は、修正後の事業所規模に基づいて、データを作成することとなる。

事業所規模が修正された事業所は、修正前の事業所規模、産業では流出事業所、修正後の事業 所規模、産業では流入事業所として扱われ、当該事業所の推計労働者数が翌月の母集団労働者数 に反映される。

### 集計方法(共通事業所系列(継続標本)に係るデータ処理の手順)

共通事業所系列の集計を行う際は、まず、当月とその1年前の有効回答事業所の個票を比較し、 共通している事業所のみを抽出する。なお、その際には、事業所一連番号と呼ばれる調査対象事 業所を設定する際に各事業所に振られる番号を用いてマッチングを行い、共通事業所であるかど うかを識別する。



上記の方法で個票から共通事業所を抽出した上で、共通事業所の集計の際には、5頁の「各種 平均値等の推計方法の流れ」のように、本系列と同様の方法で、集計を行う。

※共通事業所系列は、同一事業所の平均賃金などの変化をみるためのものであり、労働者数の変化の影響を除くため、集計の際に用いる母集団労働者数(前月末推計労働者数)については、集計月と1年前のどちらも当月のものを用いて、推計比率を作成し、集計を行っている。

### 毎月の処理におけるチェック事項

毎月の処理において確認している主な事項は以下の通り。

#### 目視確認

- ・提供された雇用保険データについては、データのレコード数と別途、紙で提供されているデータ件数が一致しているか、目視による確認
- ・雇用保険データによる母集団労働者数を補正する際の補正率を出力し目で確認して、異常がないか

(補正率がすべて1となっていないか、極端に大きい(又は小さい)補正率となっていないか 等)

- 公表するために、出力された結果を目で確認して、異常な数値がないか
- ・賃金を前年同月と比較する際、一般労働者、パート労働者別に要因分解して分析することで、 説明困難な動きをしていないか、目視による確認

#### 目視、エクセルでの確認

- ・確報時には、速報の数値と比較することで、速報時から大きく変化している箇所のセルに色を塗る、符号が反転しているセルを四角囲いにする処理をエクセルで自動的に行い、問題のある 異常値ではないか、目視による確認
- ・速報時には、前月の数値と比較することで、前月の数値から大きく変化している箇所のセルに 色を塗る、符号が反転しているセルを四角囲いにする処理をエクセルで自動的に行い、問題の ある異常値ではないか、目視による確認

### プログラム改修(集計方法変更)の概要、改修を行った場合の確認方法

### プログラム改修(集計方法変更)概要

直近にプログラム改修等を伴う集計方法の変更を行った処理は、平成30年1月分調査から導入されたローテーションサンプリングによるものである。

ローテーションサンプリング導入前は、事業所規模30人以上の事業所においては、同一の産業、事業所規模の場合、事業所抽出率の逆数を加味せずに、集計するプログラムになっていたところである。しかし、ローテーションサンプリング導入に伴い、同一の産業、事業所規模の場合でも、都道府県や組が異なれば、異なっている事業所抽出率を反映して集計できるようプログラムの改修を行うようにした。

事業所の属性によって事業所抽出率の逆数を決めており、従前は産業、事業所規模に依存していたが、改修により産業、事業所規模、都道府県、組に依存して決めるように変更した。

なお、上記の改修では、雇用・賃金福祉統計室長、企画調整係、毎勤第三係、技術開発第一係 で作業方針を打ち合わせ、認識を共有した後、毎勤第三係から技術開発第一係へ集計プログラム の変更のための作業依頼を出している。

#### 改修を行った場合の確認方法

上記のプログラム改修をする上では、適切に改修を実施しているかについて、技術開発第一係が主に以下の確認を行った。なお、抽出率逆数表は毎勤第三係が作成している。

- ・読み込みファイルのレイアウトが正しいレイアウトになっているか
- ・事業所ごとに設定する抽出率逆数が正しい数値となっているか
- 集計した賃金、労働時間等が抽出率逆数を乗じた値になっているか (集計値については、改修するプログラムと別の言語によるプログラムで集計した値と 一致しているかを検証)

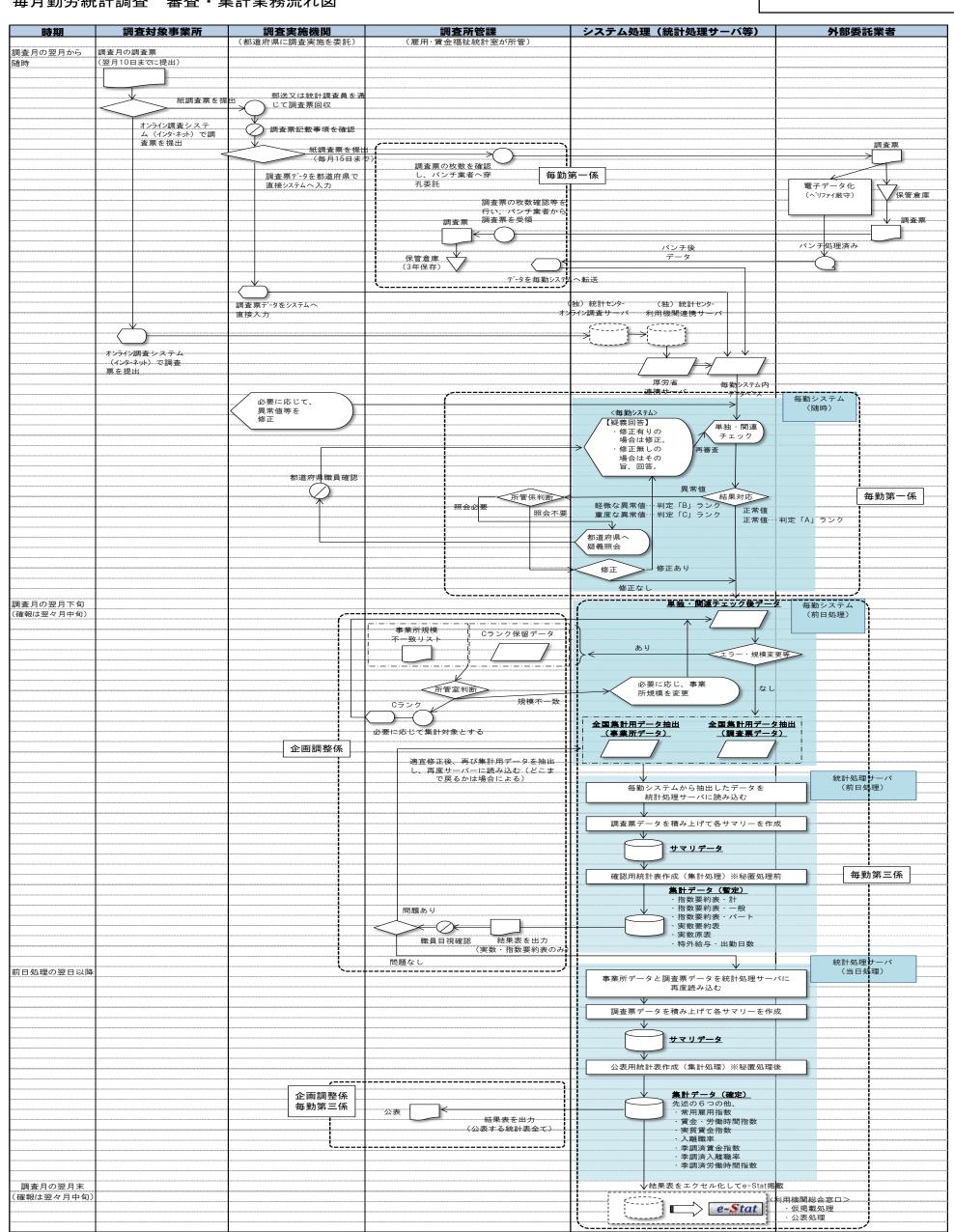
また、公表される集計値については、別の係でも集計を行って確認を行った。

# 平成30年1月分調査からの集計方法変更時に行った主な処理

主な処理	処理内容
1. 毎勤システムへの事業所情報の登録	平成30年1月分調査から調査対象となった事業所の情報を毎勤システム受託業者へCSV形式で提供し、受託業者がシステムへデータを登録する。
2. 1月分調査票の受付及びデータパンチ	都道府県から提出された紙の調査票について、データ入力業者に渡し、電子データ化する。
3. 事業所情報及び新・旧1月分調査票の訂正	産業分類や事業所名称に変更があった事業所の登録情報を修正するとともに、調査票の数値 に異常値があれば、都道府県に適宜照会をかけ、数値を訂正する。
4. 1月分データダウンロード	統計処理サーバーにデータを登録するため、毎勤システムからデータをダウンロードする。なお、事業所規模が抽出時と調査時で異なっている事業所については、リストで出力し、事業所に疑義照会等を行う。
5. 平成30年1月分の新・旧集計等	事業所規模30人以上のサンプル入替え月(1月)には、旧サンプルと新サンプルの両者を調査対象としているところである。旧サンプルについては、先月までの集計と同様の集計を行う。新サンプルについても通常は旧サンプルと同様の処理を行うが、平成30年1月については、ベンチマーク更新を行ったため、母集団労働者数は経済センサスを元に作り直している。新サンプル用の母集団労働者数の作成については、下記の6の通り。
6. 集計に使用する母集団労働者数	産業・事業所規模ごとに、平成26年経済センサスによる常用雇用者数を毎勤の平成26年7月 分用母集団労働者数で割ったものを補正比とし、その補正比に旧サンプルの平成30年1月分 用母集団労働者数を乗じたものを、新サンプルの平成30年1月分用母集団労働者数としてい る。
7. 指数等のギャップ修正等	ベンチマーク更新に伴い、公表済みの指数に対してギャップ修正を行い遡及改訂する。なお、ベンチマーク更新時に賃金・労働時間指数については、これまで行ってきた遡及改訂を行わない整理となったため、平成30年1月分調査の時には常用雇用指数についてのみ、ギャップ修正を行った。
8. 指数長期時系列表等(ギャップ修正後)の印書	ギャップ修正を行った指数や増減率を出力する。
9. 指数等の季節調整	月次、四半期平均の季節調整値及びその対前月増減率等を計算する。
10. 新1月分指数等作成(季節調整値を含む)	7や9の処理を踏まえて、1月分の新サンプルの集計における対前年増減率等を作成する。

## 調査票回収~公表までの作業の流れ図

毎月勤労統計調査 審査・集計業務流れ図



### 資料2-1 別紙3

### ローテーションサンプリングにおける組について

### 〇第一種事業所 (規模30人以上事業所)

平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
027組(平 ~令和2年	成30年1月分 F1月分)	001組(令	和 2 年 1 月分 月分)	~令和5年1	〇〇4組(令	和 5 年 1 月分 月分)	~令和8年1	007組(令~令和114	和 8 年 1 月分 <b>∓ 1 月分</b> )
038組(平 2年延長(00 0組)	成30年1月分 月分) 028組(平 ~令和3年	成31年1月分	002組(令	和3年1月分 月分)	~令和6年1	005組(令	和6年1月分 月分)	~令和9年1	008組(令和 9年1月分~令 和12年1月分)
(平成27年1月 分~ 平成31年1月 分)	039組(平	成31年 1 月分 月分)	~令和4年1	〇〇3組(令	和 4 年 1 月分 月分)	~令和7年1	006組(令	和 7 年 1 月分 月分)	~令和10年 1

### 〇第二種事業所 (規模 5 ~29人事業所)

平成30年 平成31年(令和元		令和元年)	令和2年		令和3年		令和4年		
1-6月	7-12月	1-6月	7-12月	1-6月	7-12月	1-6月	7-12月	1-6月	7-12月
	組(平成29年7月分~平成 7組(平成31年1月分~令和2年6月分)			1組(令和2年	年7月分~令和	3年12月分)	4組(令和 4 <sup>全</sup> 5年6月	₹1月分~令和 月分)	
5組(平成30年1月分~令和元年6月分) 8組(令和元年				年7月分~令和	2年12月分)	2組(令和3	年1月分~令和		5組(令和4年 7月分~令和5 年12月分)
3組 (平成29 年1月分~平成 6組 (平成30年7月分~令和元年12月分) 9組 (令和2年1月分~令和3年6月分) 3組 (令和3年7月分~令和4年12月分) 30年6月分)									